

「(仮称)唐津洋上風力発電事業 Phase2 に係る計画段階環境配慮書」
に対する環境大臣意見

本事業は、再エネ主力発電化推進機構洋上唐津発電合同会社が、佐賀県唐津市小川島北東部の海域において、最大で総出力 200,000kW の洋上風力発電所を設置するものである。

本事業は、再生可能エネルギーの導入・普及に資するものであり、地球温暖化対策の観点からは望ましいものである。

一方、本事業の事業実施想定区域(以下「想定区域」という。)の周辺には、「環境省レッドリスト 2019」(平成 31 年 1 月環境省)で絶滅危惧 類に分類されているカンムリウミスズメの繁殖地が存在しているほか、想定区域及びその周辺は、ツル類やハチクマ等の主要な渡り経路となっている可能性があることから、本事業の実施により、風力発電設備への衝突事故及び移動経路の阻害等による鳥類への影響が懸念される。

また、想定区域の周辺には、多数の住居及び学校その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設(以下「住居等」という。)が存在することから、稼働時における風車の影による生活環境への影響が懸念される。

さらに、想定区域の周辺には、他事業者等による複数の風力発電所が稼働中又は環境影響評価手続中であることから、これらの風力発電設備等による累積的な影響が懸念される。

したがって、本事業の更なる検討に当たっては、以下の措置を適切に講じられたい。また、それらの検討の経緯及び内容については、方法書以降の図書に適切に記載されたい。

1. 総論

(1) 対象事業実施区域の設定

対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び附帯設備(以下「風力発電設備等」という。)の構造・配置又は位置・規模(以下「配置等」という。)の検討においては、現地確認を含めた必要な情報の収集・把握を適切に行い、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映させること。

(2) 関係機関等との連携及び住民への説明

本事業計画の今後の検討に当たっては、関係機関と協議・調整を十分に行い、方法書以降の環境影響評価手続を実施すること。また、住民等の関係者に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。

(3) 累積的な影響

想定区域の周辺においては、他事業者等による複数の風力発電所が稼働中又は環境影響評価手続中であることから、これらの風力発電設備等による累積的な影響が懸念される。このため、既存の風力発電設備等に対するこれまでの調査等から明ら

かになっている情報の収集及び他事業者等との情報交換等に努め、本事業との累積的な影響について、調査、予測及び評価を行うこと。

(4) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

(5) 最新の知見の反映

洋上風力発電事業の環境影響については十分に解明されていない点があることから、本事業の検討に当たっては、最新の知見及び先行事例の知見の収集に努めること。

2. 各論

(1) 風車の影に係る影響

想定区域の周辺には、多数の住居等が存在しており、沿岸付近の住居等の近隣に風力発電設備が設置される場合には、稼働時における風車の影による生活環境への影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居等から離隔すること等により、風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(2) 鳥類に対する影響

想定区域の周辺には、「環境省レッドリスト 2019」で絶滅危惧 類に分類されているカムリウミスズメの繁殖地が存在しているほか、想定区域及びその周辺は、ツル類やハチクマ等の主要な渡り経路となっている可能性があることから、本事業の実施により、風力発電設備への衝突事故及び移動経路の阻害等による鳥類への影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえた鳥類に対する適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。

(3) 海生生物に対する影響

想定区域は、「生物多様性の観点から重要度の高い海域」(平成 28 年 4 月環境省)に選定されており、本事業の実施により、海生生物への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、浅海域の海生生物の生息及び生育基盤として重要な自然環境のまとまりが存在する区域を明らかにした上で、水の濁り等による浅海域の海生生物への影響について、専門家等からの助言を踏まえた海生生物に対する適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、工事中に

おける水の濁り等により、浅海域の海生生物の生息・生育環境への影響が懸念される場合は、環境保全措置を講ずること。

(4) 景観に対する影響

想定区域の周辺には、自然公園法（昭和32年法律第161号）に基づき指定された玄海国定公園が位置しており、当該国定公園の利用施設計画に位置づけられている「小川島園地」や「加唐島園地」等の主要な眺望点が存在していることから、本事業の実施により、これら主要な眺望点及び利用施設からの眺望景観への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により主要な眺望点及び利用施設からの眺望の特性、利用状況、利用者の意見等を把握した上で、フォトモンタージュ等を作成し、垂直見込角、主要な眺望方向及び水平視野も考慮した客観的な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、眺望景観への影響を回避又は極力低減すること。また、事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たって、専門家等の助言、当該国定公園の管理者及び関係機関、地域住民並びに関係地方公共団体等の意見を踏まえること。